

犯罪被害者支援基金 Q & A

大分県弁護士会 犯罪被害者支援センター



「犯罪被害者支援基金」って何ですか？

・犯罪被害者支援基金とは、一定の犯罪の被害者に対して、当面必要な医療費等を援助する制度です。

どこが行っているサービスですか？

・大分県弁護士会の「犯罪被害者支援センター」です。大分県内の弁護士が運営しています。

援助を受けたお金は返さなければならないのですか？

・原則として返さなくても結構です。ただし、被害者が、加害者から示談金を受け取ったり、傷害保険など何かの保険に入っていてそこからお金を受け取った場合は、基金にお金を返していただくことがあります。

どのような場合に援助を受けられるのですか？

・援助を受けられる犯罪被害は、以下の3通りのケースです。

- ① 犯罪により、ご家族が亡くなったケース
 - ② 犯罪により、1か月以上の治療が必要なケガや精神的被害を負わされたケース
- なお、交通事故被害など、過失犯による被害は除きます。

どのような費用について援助が受けられるのですか？

・医療費、カウンセリング費用、その他必要と認められる費用について援助が受けられます。

・なお、弁護士を頼んで加害者に被害弁償を請求したいという場合の弁護士費用については、一定の条件を満たせば法テラスが行っている民事法律扶助を利用することができます。詳しくは、法テラス大分にご相談ください。

いくらぐらいのお金を援助していただけるのですか？

・50万円を限度とし、その範囲内で、相当なお金を援助します。

申し込みをするにはどうしたらよいですか？

・大分県弁護士会に相談してください。そこで「犯罪被害者支援金受給申込書」がもらえますので、それをご覧になって申込書に記入して、必要資料を添えて弁護士会受付に提出してください。

わからない点は誰に尋ねたらよいですか？

・大分県弁護士会に電話をして尋ねてください。☎097-536-1458